

市民参加の推進に向けて

—平成 21 年度北広島市市民参加推進会議報告書—



平成 22 年 3 月

北広島市市民参加推進会議

※表紙のイラストは、市民参加条例の策定時に、策定委員会の市民委員のアイデアをもとに市職員がデザインしました。
市の木である「かえで」の葉を「市民」と「行政」に見立て、協力して市民参加を推進していくことを表現しています。

はじめに

平成 21 年 6 月 1 日に「北広島市市民参加条例」が施行されましたが、この条例に基づいて市民参加を適切に推進し、市民参加制度の検証・評価を行うために、公募委員 5 名を含む 7 名で構成する「北広島市市民参加推進会議」(以下、推進会議)が設置されました。市政への参加が市民の権利であることを自覚して、公募に応じた委員たちは、この条例の運用状況などへの関心と意欲が非常に高く、推進会議では、いかに市民が自分たちのまちづくりに積極的に参加してくれるかについて活発な討論が行われました。

会議は、平成 21 年 8 月以降、7 回にわたって開催され、さらなる市民参加推進について多くの検討が行われましたが、さまざまな観点で、まだ検討の余地は多く、はっきりした成果や評価は得られていないところです。また、平成 21 年度の審議は平成 22 年 3 月 11 日の開催をもって終了し、審議はそれまでに実施結果が明らかになった市民参加手続を主な対象としました。

このようなことから、この報告書は中間報告的な意味合いを持ちますが、初年度の推進会議の取り組み状況を市民に示すとともに、今後の議論に生かせるよう、とりまとめました。

平成 22 年度は、これまで半年余りの経験を生かして、市民参加手続のさらなる分析を行いながら、より効果的な実施や運用方法を探りたいと思います。また、市民参加に対する市民の意見、評価の反映を図ることや、市民参加条例の見直しについても、今後の検討課題としたいと考えます。

平成 22 年 3 月 11 日

北広島市市民参加推進会議

会長 金川 弘司

目 次

第Ⅰ章 市民参加の現状と課題	1
1. 主な市民参加手続について	1
(1) ワークショップ	1
(2) パブリックコメント	3
(3) 審議会・委員会	4
(4) 市民説明会	7
(5) アンケート	9
(6) 市民投票・市民政策提案募集	10
(7) その他	10
2. 総合計画策定における市民参加について	11
第Ⅱ章 市民参加の推進に向けて	14
1. 市民への情報提供について	14
2. 市の機関の推進状況について	15
3. 市民の参加意識について	17
第Ⅲ章 市民参加推進会議の課題	19
1. 平成21年度の活動を振り返って	19
2. 今後の課題について	19
おわりに	22

<参考資料>

1. 平成21年度市民参加の実績一覧表
2. 市民参加推進会議の開催状況
3. 市民参加推進会議委員会名簿

第1章 市民参加の現状と課題

平成21年度に実施された市民参加手続は、①ワークショップ2件②パブリックコメント15件③審議会・委員会35件(機関などの数)④市民説明会1件⑤市民投票:実施なし⑥市民政策提案:応募なし⑦その他:アンケート3件、フォーラム1件となっています(フォーラムは平成22年3月11日実施のため、審議対象外となっています)。市民参加条例施行の初年度であり、推進会議では市民参加の実績を十分に把握・検証するに至りませんでした。主要な市民参加手続の現況を概観して意見交換し、課題の所在を探りました。以下、各手続について現状と課題を挙げます。

1. 主な市民参加手続について

(1) ワークショップ

■現状(図表1)

実施件数は2件で、「街区公園の整備」(建設部都市整備課)と「森林運動広場の整備」(生涯学習部体育課)について、「公共施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止」(市民参加条例第5条第1項第8号)に対する市民参加として実施されました。延べ参加者数は、「街区公園の整備」(2回開催)が5人、「森林運動広場の整備」(1回開催)は8人です。

■課題

推進会議では、事例的検討として「街区公園の整備」を取り上げ、建設部都市整備課の担当者に実施状況の説明を受け、質疑・意見交換を行いました。同担当課は、十数年前から公園整備などでワークショップ(意見交換会)を開催しており、市民参加手法について相応の蓄積があることは評価すべきことと考えます。その一方で、事例のワークショップは参加人数が少ないことから、推進会議では、主に開催情報の周知方法について、以下のような課題を提起しました。

1. 開催情報の提供範囲をより広く

公園などの施設は、地理的位置や規模などで受益範囲(誘致距離)が想定されており、それによってワークショップ参加を呼びかける市民の対象範囲も設定されています。開催情報の提供はこうした市民を重点にするとともに、全市の市民に対しても周知が図られ、「ワークショップは市民であれば誰でも参加できる」ことをアピールしていくことが必要と考えます。本事例のような小規模な公園の場合も、夏祭りなどの行事で地域外からも広く市民が利用しており、環境や防災、観光など全市的なまちづくりの観点で関心が寄せられる可能性もあります。対面的な市民参加の貴重な機会を生かすためにも、全市的な情報提供の仕方について、さらに工夫を求めます。

2. 案内チラシや説明資料は親しみやすく、わかりやすく

回覧用の案内チラシや当日配布の説明資料は、想定される利用者層に合わせた、親しみやすい呼びかけ方やデザイン、また、平易な文章表現など、さらに改善の余地があると考えます。

図表1 ワークショップの実施状況

政策等の名	街 区 公 園 の 整 備	森 林 運 動 広 場 の 整 備
政策等の概要(実施目的)	<p>西の里南1丁目の街区公園(仮称:西の里第1公園)の整備を行うもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面積 2,075㎡ ・種別 街区公園(主として街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園。誘致距離250m) ・施工時期 平成22年6月頃~10月頃 	<p>計画予定地は、総合運動公園施設整備のために既に市有地として取得している27haの土地の一部に、国(林野庁)の森林居住環境整備事業の補助制度を活用し、自然と森林など最大限尊重した整備を行なうことや市の財政状況、今後予想される公共施設整備を考慮して屋外施設を中心に必要最小限の整備を行なうもの。</p>
担当部署	建設部都市整備課	生涯学習部体育課
参加者の対象範囲	<p>公園予定地近隣住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西の里広栄町内会 135戸 ・西の里連合町内会長 ・虹ヶ丘連合町内会長 	<p>軟式野球連盟、野球少年団、サッカー少年団等屋外競技スポーツ団体代表者等(24団体)</p>
周知方法	<p>開催案内文書を町内会回覧とした。 (平成21年11月2日付)</p>	文書による開催案内
実施時期と会場	<p>■第1回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 平成21年11月28日(土) 午前10時 ・会 場 西の里会館 <p>■第2回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 平成22年2月20日(土) 午前10時 ・会 場 西の里会館 	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日時 平成21年11月11日(水) 午後7時 ・会 場 中央会館
参加者数	・第1回 4人 ・第2回 1人	8人
実施コスト	5万2千円(職員の時間外勤務手当)	9千円(職員の時間外勤務手当)
市民参加条例の対象項目	<p>第5条第1項第8号 公共施設(公用のために使用する施設であつて市民が身近に利用するものと市の機関が認めるもの及び公の施設をいいます。以下同じ)の設置に係る計画の策定、変更又は廃止</p>	

(2) パブリックコメント

■現状(図表2)

実施件数は15件で、対象項目では「市の基本構想、基本計画その他市の基本的事項を定める計画の策定又は変更」(市民参加条例第5条第1項第1号)と「分担金、使用料及び手数料の徴収について定める条例の制定、改正または廃止」(同第6号)が各4件、「公共施設の利用方法について定める条例及び規則の制定、改正又は廃止」(同第9号)が3件などとなっています。15件のうち、募集期間を終えている14件の提出意見総数は101件、提出者の延べ人数は37人で、実施14件中、提出意見数ゼロが4件あります。

■課題

パブリックコメントは、政策など市の取り組みを広く市民に情報提供する手法でもあり、その意義を重視すると同時に、提出意見数についても市民参加の重要な指標として検証していく必要があります。現況では、提出意見数が10件に満たないパブリックコメントが14件中10件となっていることから、有効な手法で実施されているかどうか、また、今後どのような工夫が必要かという点を中心に、課題を挙げました。

1. 実施に関する情報提供を十分に

広報やホームページなど、すでに多元的に実施の情報提供がなされていますが、ホームページでは市民が見つけやすい提示の仕方をする、また、案件に応じてマスコミを含めた情報源を組み合わせるなど、効果的な情報提供の工夫を重ねる必要があります。パブリックコメントが、市職員と市民、また市民間の共有の話題となって、まちづくりに関するコミュニケーションの促進につながることを目指したいものです。

2. 市民目線で手法の工夫を

行政や政策について十分な知識のない市民にとって、意見提出は気軽な参加手法とは言えません。意見を提出したいと望んだ市民ができるだけ楽に参加できるように、以下のような努力を求めます。①意見を募る際に公表する案件の資料は読みやすく、掲載する市政情報は精査・統一された、わかりやすいものにする、②パブリックコメント実施の必要性や論点が伝わるような説明や意見の求め方をする、③意見書の記入形式、郵送などによる提出方法など、手法全般に改善の余地がないか検討する。

3. 対象案件に合った適切な手法の模索を

市民参加手続としてパブリックコメントだけを行う案件も少なくありませんが、これで市民参加は事足りたとせず、同じ案件でも年度ごとに適切な市民参加手続を模索する必要があると考えます。また、①使用料金の改定(第6号)など、比較的わかりやすい単純な案件については、類似の案件を複数合わせてパブリックコメントを行う、②専門性・特殊性の高い案件には、パブリックコメントとは別に専門家や関連団体からアンケートなどで意見収集する、など市民の意見や知恵を効率的、積極的に吸収する姿勢を求めたいと考えます。

(3) 審議会・委員会

■現状(図表3)

法令・条例によって設置されている審議会など附属機関は30、要綱・規定による設置委員会などが5で、合わせて35の会議が設置されています(平成22年4月時点の条例による)。

委員総数440人のうち公募委員は51人、女性委員は123人で、全体に占める割合は公募委員12%、女性委員28%となっています。公募委員のいない会議は20で、全体の半数を超えています。また、個人情報保護などのやむをえない場合を除いて、会議は公開を原則としており、現状では30の会議が公開を明記していますが、傍聴者があったのは8つの会議で延べ35人にとどまっています。

■課題

公募委員、傍聴者の少なさを課題ととらえ、現状の検証と改善に向けた検討が必要と考えます。その前提として、市ではどのような会議が設置され活動しているか、市民にとって全容が体系的にわかりやすく情報提供されることが必要です。市民はこうした情報を通じて財政的な観点も含め、会議が市民参加の有効かつ適正な場として運営されているかどうか点検しやすくなると考えられます。

1. 公募委員の参加を拡充する

委員総数に占める公募委員は約1割、公募委員ゼロの会議が全体の約6割という現状の改善のために、今後、公募委員の門戸を広げ、一部に偏ることなく、さまざまな市民が委員として参画できる機会を増やす必要があります。各会議レベルでも委員構成や選任方法の現状を見直し、公募枠の増加を図るとともに、応募状況を含む公募情報の提供、市民が応募しやすい公募方法、開催時刻など参加しやすい会議開催などの工夫が求められます。

2. 傍聴など公開の実効性を高める

多くの会議が公開であるにもかかわらず、現状では傍聴者無しの会議が一般化しており、市民参加の場としての実効性を高める努力が求められます。事前の開催情報の周知をはじめ、開催後の情報提供で傍聴者人数の実績を明記するなど、傍聴可能であることをはっきりアピールする姿勢が求められます。さらに具体的な方策について、推進会議でも今後、検討していきます。

図表2 パブリックコメントの実施状況

政策等の名称	政策等の概要(実施目的)	担当部署	実施期間	提出意見数	実施コスト	条例の対象項目
市営西駐車場の宿泊利用	市民の要望を受け、有料(1回400円)で宿泊利用を認めることとするもの。	建設部土木事務所	平成21年 7月1日～8月1日	2件(2人)	2万3千円	第5条第1項第6号
長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の徴収	市の長期優良住宅の認定に際し、相当の事務量が伴うことから、それに要する費用を手数料として徴収するもの。	建設部建築課	平成21年 9月1日～10月1日	0件	3万1千円	第5条第1項第6号
建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正	市が道の機関に支払うべき構造計算適合性判定手数料を当該判定による受益者である建築主に負担してもらうもの。	建設部建築課	平成21年 9月1日～10月1日	0件	3万1千円	第5条第1項第6号
市営住宅条例の一部改正	市営住宅における暴力団員の不法・不当行為等を防止し、入居者や周辺住民の安全と平穏のため、暴力団員の入居制限などを定めるもの。	建設部建築課	平成21年 10月1日～11月2日	0件	6万3千円	第5条第1項第3号
協働のための制度創設	平成20年5月に策定した「公益活動団体との協働指針」にもとづき、協働を促進するための制度を創設するもの。	市民部市民協働推進課	平成21年 10月1日～11月2日	1件(1人)	12万円	第5条第1項第13号
旧島松駅通所管理条例の一部改正	旧島松駅通所を、より身近な学習施設としてもらうため、平成22年4月からの観覧料引き下げを行うもの。	生涯学習部生涯学習指導班	平成21年 11月1日～11月30日	0件	2万2千円	第5条第1項第6号
地域交流センター条例の一部改正	市民にわかりやすく利用してもらうため、名称を「北広島市図書館」に変更し、付属機関として北広島市図書館協議会の設置規定を設けるもの。	生涯学習部社会教育課	平成21年 11月1日～11月30日	1件(1人)	1万1千円	第5条第1項第9号
市民交流センター条例の一部改正	市民にわかりやすく利用してもらうため、名称を「北広島市芸術文化ホール」に変更するもの。	生涯学習部社会教育課	平成21年 11月1日～11月30日	1件(1人)	1万1千円	第5条第1項第9号
市役所庁舎の建設計画	市役所庁舎の建設は、市民にとって重要な案件であることから、具体的な構想・計画を進める前に広く意見を求め、方向性を出していくもの。	総務部危機管理担当	平成21年 11月1日～12月15日	8件(8人)	34万円	第5条第1項第8号
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画の策定	「北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」に基づき、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するために策定するもの。	市民部市民生活課	平成21年12月1日～ 平成22年1月4日	1件(1人)	11万9千円	第5条第1項第1号
平成22年度当初予算の作成	限られた予算で、市民の需要に全て対応することは厳しい状況にあることから、市民の意見等を募集し、意見等を参考に予算編成を進めていくもの。	企画財政部財政課	平成21年12月15日～ 平成22年1月10日	28件(9人)	2万1千円	第5条第1項第12号
北広島団地活性化計画の策定	少子高齢化の進展に伴い、年齢構成別人口の隔たりが著しくなっていることなどから、北広島団地の活性化に向けた取組みを推進するもの。	企画財政部都市計画課	平成22年 1月1日～2月1日	17件(3人)	14万6千円	第5条第1項第1号
次世代育成支援対策推進行動計画の策定	次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会環境の整備を進めるため作成するもの。	保健福祉部児童家庭課	平成22年 1月1日～2月1日	30件(6人)	15万4千円	第5条第1項第1号
地域子育て支援センターの開設	核家族化や地域のつながりの希薄化等によって、子育ての知恵や経験を得ることが難しくなっているため地域で支える拠点として開設するもの。	保健福祉部児童家庭課	平成22年 1月1日～2月1日	12件(5人)	12万6千円	第5条第1項第9号
総合計画の策定	平成23年度からの10ケ年における市の基本構想・基本計画を策定するもの。	企画財政部総合計画課	平成22年 3月1日～3月31日	7件(1人)	11万4千円	第5条第1項第1号

※実施コストは、広報紙の印刷、新聞折込料、配布手数料の合計額としています。

図表3 審議会・委員会等の開催状況

(1) 審議会等

審議会等の名称	担当部署	設置根拠	委員数と構成	公開の可否	傍聴者数	今年度の開催回数	開催コスト
外部評価委員会	企画財政部改革推進課	外部評価委員会設置要綱	5名(公募委員1名、女性委員1名)	公開	延1名	12回	45万5千円
長期総合計画審議会	企画財政部総合計画課	長期総合計画審議会条例	30名(公募委員5名、女性委員5名)	公開	延4名	7回	131万2千円
同(産業・都市部会)	同上	同上	10名(公募委員2名、女性委員1名)	公開		7回	22万4千円
同(環境・福祉部会)	同上	同上	10名(公募委員1名、女性委員1名)	公開		7回	23万円
同(教育・地域部会)	同上	同上	10名(公募委員2名、女性委員3名)	公開		7回	25万5千円
都市計画審議会	企画財政部都市計画課	都市計画審議会条例	10名(公募委員0名、女性委員2名)	公開	延4名	3回	6万円
緑のまちづくり審議会	同上	緑のまちづくり条例	10名(公募委員0名、女性委員3名)	公開		1回	4万4千円
北広島団地活性化検討委員会	同上	北広島団地活性化検討委員会設置条例	12名(公募委員2名、女性委員3名)	公開	延19名	10回	9万2千円
町名・町界整備審議会	同上	北広島市町名・町界整備審議会条例	9名(公募委員0名、女性委員0名)	公開		2回	5万7千円
表彰審議会	総務部総務課	表彰条例	8名(公募委員0名、女性委員1名)	非公開	—	2回	11万2千円
特別職職員報酬等審議会	総務部職員課	特別職職員報酬等審議会条例	7名(公募委員0名、女性委員1名)	公開	1名	1回	4万4千円
情報公開・個人情報保護審査会	総務部情報推進課	情報公開・個人情報保護審査会条例	6名(公募委員0名、女性委員2名)	公開		1回	4万4千円
国民健康保険運営協議会	市民部市民課	国民健康保険条例	7名(公募委員2名、女性委員1名)	公開		4回	5万1千円
犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議	市民部市民生活課	犯罪のない安全で安心なまちづくり条例	12名(公募委員1名、女性委員3名)	公開		2回	12万4千円
市民参加推進会議	市民部市民協働推進課	市民参加条例	7名(公募委員5名、女性委員2名)	公開	延1名	7回	8万7千円
市民協働推進会議	同上	市民協働推進会議設置条例	5名(公募委員5名、女性委員1名)	公開		4回	9万5千円
環境審議会	環境部環境課	環境基本条例	10名(公募委員3名、女性委員3名)	公開		3回	17万3千円
保健福祉施策懇談会	保健福祉部福祉課	保健福祉施策懇談会設置要綱	34名(公募委員4名、女性委員10名)	公開		1回	17万3千円
同(児童福祉部会)	保健福祉部児童家庭課	同上	8名(公募委員1名、女性委員4名)	公開	延2名	12回	33万円
地域包括支援センター運営協議会	同上	センター運営協議会設置要綱	10名(公募委員3名、女性委員1名)	会議で決定		1回	6万1千円
地域密着型サービス等運営委員会	同上	サービス等運営委員会設置要綱	10名(公募委員3名、女性委員1名)	会議で決定		3回	11万5千円
公営住宅運営委員会	建設部建築課	市営住宅条例	5名(公募委員0名、女性委員1名)	非公開	—	3回	10万5千円
水道事業経営審議会	水道部業務課	水道事業経営審議会条例	10名(公募委員0名、女性委員4名)	公開		2回	11万7千円
下水道事業審議会	水道部下水道課	下水道事業審議会条例	10名(公募委員0名、女性委員5名)	公開		1回	5万1千円
市立小学校及び中学校の通学区域審議会	管理部管理課	通学区域審議会条例	13名(公募委員0名、女性委員6名)	公開		1回	5万4千円
就学指導委員会	同上	就学指導委員会規則	14名(公募委員0名、女性委員4名)	非公開	—	3回	74万7千円
小学校給食運営委員会	管理部学校給食センター	学校給食センター等設置条例	13名(公募委員0名、女性委員6名)	公開		3回	13万7千円
中学校給食運営委員会	同上	同上	13名(公募委員0名、女性委員7名)	公開		3回	13万7千円
社会教育委員会	生涯学習部社会教育課	社会教育委員に関する条例	15名(公募委員1名、女性委員3名)	公開		3回	32万円
文化財保護審議会	同上	文化財保護条例	5名(公募委員0名、女性委員0名)	公開		1回	7万4千円
青少年健全育成推進委員会	生涯学習部青少年課	青少年健全育成推進委員会設置規程	12名(公募委員0名、女性委員3名)	公開		1回	3万円
いじめ・不登校等対策委員会	同上	いじめ・不登校等対策委員会設置規程	8名(公募委員0名、女性委員4名)	公開		1回	2万2千円
スポーツ振興審議会	生涯学習部体育課	スポーツ振興審議会に関する条例	5名(公募委員0名、女性委員1名)	公開		4回	12万4千円
地域交流センター協議会	生涯学習部図書館	地域交流センター条例施行規則	10名(公募委員2名、女性委員6名)	公開		1回	5万2千円

※平成22年4月1日から条例設置となる委員会等を含めています。

(2) 委員会等

委員会等の名称	担当部署	設置根拠	委員数と構成	公開の可否	傍聴者数	今年度の開催回数	開催コスト
子どもの権利条例検討委員会	保健福祉部児童家庭課	子どもの権利条例検討委員会設置要綱	17名(公募委員4名、女性委員11名)	公開	延3名	4回	34万9千円
地域医療協議会	保健福祉部健康推進課	地域医療協議会設置規程	13名(公募委員0名、女性委員3名)	公開		1回	7万4千円
地域療育推進協議会	保健福祉部子ども発達支援センター	地域療育推進協議会設置規程	13名(公募委員0名、女性委員6名)	公開		2回	5万2千円
教育基本計画策定懇談会	管理部管理課	教育基本計画策定懇談会設置要綱	14名(公募委員0名、女性委員1名)	公開		2回	10万2千円
エコミュージアム推進委員会	生涯学習部社会教育課	エコミュージアム推進委員会開催要綱	20名(公募委員4名、女性委員3名)	公開		4回	15万6千円

※開催コストは、共通する基本的な経費として報酬、報償費及び費用弁償の合計額としています。

※平成21年度中に会議を開催した審議会等について掲載しています。

(4) 市民説明会

■現状(図表 4)

実施件数は1件で、長期総合計画の策定に関して開催されました(市民参加条例第5条第1項第1号)。11月に市内5地区で開かれ、参加者総数は60人となっています。

■課題

11月の市民説明会に参加した推進会議委員が複数名おり、体験に基づいた意見も含めて、以下のような問題提起がありました。

1. 政策形成の早い段階での実施を

これからの市政の基盤となる総合計画の策定過程では、さまざまな段階で市民参加機会を豊富に確保することが必要と考えます。市民説明会は市職員と市民が対面的に意見交換する貴重な場であり、市民参加の実効性を上げるために、政策形成の早い段階で開催することを求めます。

2. 市民参加の意欲を引き出すために開催手法の点検を

素案など政策の説明は、市民の理解や参加を引き出そうという姿勢に基いて、行政用語に不案内な市民にもわかりやすく、簡潔に示す工夫が求められます。総合計画素案の場合には、説明資料についてもビジョンや構想だけでなく、内容が理解しやすいように具体性のある説明を補足したものを作成・配布することや、説明者は市職員だけでなく、検討に当たった審議会委員が同じ市民の立場から説明にあたることなどが望まれるところです。

市民説明会が、市のまちづくりに対する意気込みを市民に直接伝え、市民にとって参加しがいのある場になるよう、さまざまな観点から手法を洗練させていく必要があります。参加者に簡単なアンケートを行い、その評価をフィードバックするなど、手法改善のための方策の検討を求めます。

図表 4 市民説明会の実施状況

政策等の名称	総合計画の策定
担 当 部 署	企画財政部総合計画課
説明会の趣旨	平成 23 年度からスタートする新しい総合計画の素案について、市民に情報提供するとともに市民の意見収集と意見交換を目的に、市内 5 地区において市民説明会を開催したもの。
参加者への周知方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・広報きたひろしま (11/1) ・市ホームページ (10/30) ・新聞 (北海道新聞 10/31) ・FMメイプル [市役所情報ボックス] ・配布物 (チラシ、ポスター) ・その他 (委員を通じた周知)
実 施 日 会 場 参 加 者 数	<p>■北広島団地地区 平成21年11月11日(水) 18時から20時10分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 北広島団地住民センター ・参加者数 18名(男性16名、女性2名) <p>■西の里地区 平成21年11月12日(木) 18時から19時30分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 西の里会館 ・参加者数 11名(男性8名、女性3名) <p>■西部地区 平成21年11月13日(金) 18時から19時20分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 農民研修センター ・参加者数 10名(男性8名、女性2名) <p>■東部地区 平成21年11月18日(水) 18時から19時45分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 中央会館 ・参加者数 9名(男性8名、女性1名) <p>■大曲地区 平成21年11月19日(木) 18時から20時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会 場 夢プラザ ・参加者数 12名(男性8名、女性4名)
実 施 コ ス ト	8万2千円 (職員の時間外勤務手当)
条 例 の 対 象 項 目	第5条第1項第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(5) アンケート

■現状(図表 5)

市民参加条例第6条に規定された市民参加手続のうち、前掲(1)～(4)以外に実施されたのはアンケートとフォーラム(時期の関係で審議対象外)です。アンケートは「家庭系廃棄物処理手数料助成要綱の見直し」(調査対象者144人)、「ごみ分別及び収集方法に関する意識調査」(1000人)、「商工業振興基本計画の策定」(757人)の3件となっています。「商工業振興基本計画の策定」は「基本計画の策定」(条例第5条第1項第1号)で、ほか2件は「その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの」(同13号)として実施されています。

■課題

アンケートは、広く市民の意見を収集・分析できる方法ですが、大規模な調査では費用もかさむため、無駄のない実施と結果を有効に活用することが求められます。

図表 5 アンケートの実施状況

政策等の名称	家庭系廃棄物処理手数料助成要綱の見直し	ごみ分別及び収集方法に関する意識調査	商工業振興基本計画の策定
政策等の概要 (実施目的)	高齢者等紙おむつ助成事業により紙おむつ購入費の助成を受けている市民、又は要介護4以上であって在宅で常時紙おむつを使用している市民及び市長が特に認め対象となっている市民について、ごみ袋の使用状況や袋の大きさについて調査。	家庭ごみ有料化後のごみ分別意識の変化及び平成23年度より生ごみの分別収集を実施するにあたりごみ収集方法に関する意識調査を行い、今後の廃棄物行政を展開していく際の資料とするための調査。	平成20年制定の「商工業振興基本条例」の市の責務に基づき「商工業振興基本計画」を策定するにあたり、市内の商工業者の活動実態及び今後の方向、施策要望を把握し、計画に反映させるための調査。
担 当 部 署	環境部廃棄物対策課	環境部廃棄物対策課	経済部商業労働課
実 施 期 間	平成21年8月27日から9月17日まで	平成21年11月12日から11月25日まで	平成22年1月21日から2月3日まで
回 収 結 果	・対象者 144名 ・回答数 109名 ・回収率 75.7%	・対象者 1000名 ・回答数 560名 ・回収率 56.0%	・対象者 757名 ・回答数 349名 ・回収率 46.1%
実 施 コ ス ト	2万3千円(郵便料)	14万5千円(郵便料)	24万3千円(郵便料)
条 例 の 対 象 項 目	第5条第1項第13号 その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの	第5条第1項第13号 その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの	第5条第1項第1号 市の基本構想、基本計画その他市の基本的な事項を定める計画の策定又は変更

(6) 市民投票・市民政策提案募集

■現状

市民投票は、市民参加条例第 11 条に基づき、市の政策など重要事項にかかわる意思決定について実施されるもので、具体的な実施手続などは「北広島市市民投票条例」（平成 21 年 6 月 1 日施行）に規定されています。平成 21 年度は実施されませんでした。

市民政策提案は、市民参加条例第 12 条に規定された、市民の自発的な政策提案を受け入れるために設けられた手法です。平成 21 年 10 月 1 日から随時、募集を受け付けていますが、今年度の提出はありませんでした。

■課題

市民投票と市民政策提案募集は、いずれも市民参加条例施行によって新しく始動した制度・手続であり、市民には特になじみの薄い市民参加手法です。まずは制度・手続の目的や内容を広く周知・浸透させていくことが重要です。市民政策提案募集については、広報紙やホームページへの掲載、市の施設に募集案内を備え付けるなど周知が図られています。また、動向を見守りながら、さらに周知方法を工夫していくことが求められます。

また、市民投票、市民政策提案に関する現行の条例の規定内容についても、現状に照らして見直すべき点はないか、推進会議では定期的に検討する必要があります。

(7) その他

市民参加条例では、第 6 条および第 12 条に規定された市民参加手続以外の方法で市の機関に寄せられた意見（苦情・要望）についても、「市民の声」として市の機関の誠実な対応を求めています。推進会議では、意見と処理結果の公表資料である「平成 20 年度『市民の声』概要」について説明を受け、市民参加の現状把握の観点から動向を確認しました。

■現状

平成 20 年度の「市民の声」の件数は 440 件で、寄せられ方では「市政懇談会」が 169 件と最も多く、「個人」117 件、「各団体等」116 件、「自治会」38 件です。主な内容は「道路・街路樹等施設」、「雪対策」、「ごみ・廃棄物」、「交通安全」、「防犯・防災・防衛・消防」関係で、これらで全体の 6 割近くを占めます。市側の対応は、「即対応（対応済）」274 件、「実施計画内対応」9 件、「中長期的な対応」27 件、「要検討課題」34 件、「参考とする」36 件、「困難又は不可能」14 件、「その他」46 件と分類されています。

■課題

「市民の声」の公表資料は、市民が市政をどう受け止めているかについて、市の機関と市民、また市民間で情報共有するための重要な素材であり、今後の市民参加のあり方を考える上でも着目すべき資料です。年次による件数増減の要因や地域別の傾向など、公表資料の内容の充実を図るとともに、市では、市政への反映状況について多角的な分析・検証がなされる必要があると考えます。

2. 総合計画策定における市民参加について

推進会議では、市民参加の現状を把握する上で、市民参加手続の個別的な動向だけでなく、政策形成過程で市民参加手続がどのように導入され生かされているか、施策レベルの取り組みにも注目しました。平成 20 年度から開始している長期総合計画の策定作業を事例的に取り上げ、企画財政部総合計画課の担当者から説明を受けて質疑・意見交換を行いました。

■現状(図表 6)

平成 23 年度をスタート年とする長期総合計画の策定作業は平成 20 年春に庁内作業が開始し、市民参加は、①情報を提供する、②意見や意向を聞く、③答申や提言を受ける、④意見を交換する、の 4 つの視点で取り組まれてきました。

平成 21 年度までに実施された市民参加手法は開始順に、①市民意識アンケート調査(3000 人対象/20 年 9 月)、②公益活動団体意識アンケート調査(690 団体対象/20 年 9 月)、③市民アイデア・提言の募集(応募数 82 件/21 年 1~3 月)、④小中学生の作文・絵画の募集(市内の小学 4~6 年生、中学 1~3 年生対象/21 年 7~8 月)、⑤長期総合計画審議会(委員 30 人・3 分科会設置/21 年 7 月~22 年 4 月)、⑥市民説明会(参加者 30 人/21 年 11 月)、⑦原案のパブリックコメント(7 件/22 年 3 月)、⑧市民フォーラム(参加者 134 人/22 年 3 月 11 日)となっています(審議会と市民説明会は本章第 1 節で既述)。

■課題

長期総合計画策定作業の開始は市民参加条例施行の 1 年前であり、明確な規定のないなかで市民参加手法を多元的に取り入れようと計画した市の姿勢は評価できると考えます。市担当者からは、市民参加条例施行後は市民意見を集めやすくなった半面、パブリックコメントなどの手順で庁内調整から市民意見の集約結果を得るまで数カ月を要し、政策形成に時間がかかるという感想が聞かれました。以下、委員の間で提起された課題を挙げます。

1. 市民参加手法の実施順序について留意を

今回の策定スケジュールでは、アンケートや審議会設置などを経て、素案が取りまとめられた後で、市民説明会が開催されています。この点について、活発な市民参加を引き出す上で適当であったかどうか検討の余地があると考えます(本章 1-(4)参照)。素案をたたき台に市民議論を高めるという方法を必ずしも否定するものではありませんが、「まず広く柔軟に市民意見に耳を傾け、市民感覚を豊富に政策に反映していく」という市の意気込みが市民に伝わるような市民参加計画を期待したいと考えます。

2. 重要な施策・案件は市民参加の頻度を高め、きめこまやかに

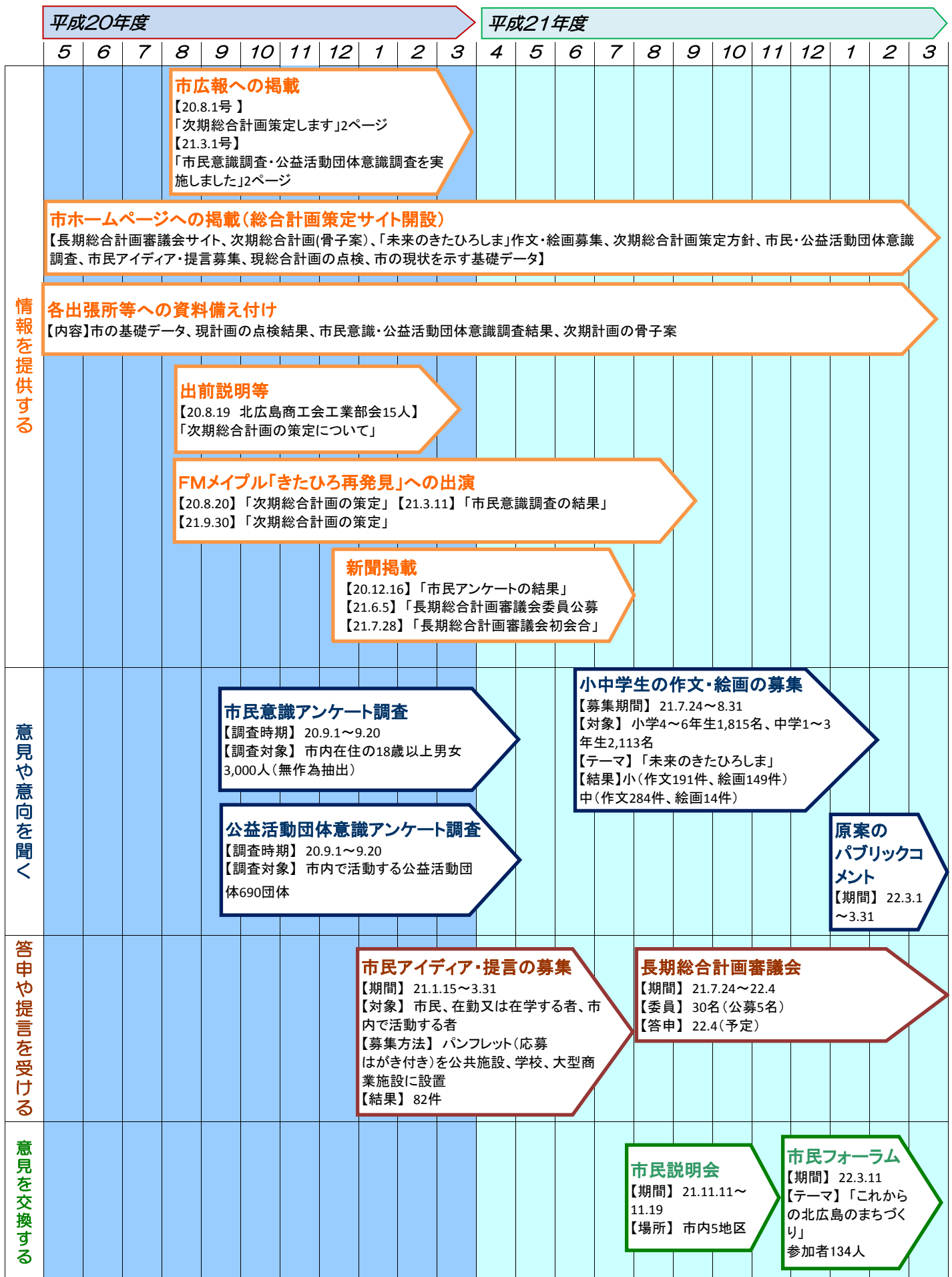
長期総合計画は、概念的な方針から具体的な実施計画まで、まちづくりに関するあらゆる分野・施策を含みます。パブリックコメントの実施においても、素案や原案全体を対象とするばかりでなく、分野別や重点課題別に回数を分散して実施する、募集期間を限定したパブリックコメント以外に、策定期間中はいつでも意見を受け付ける窓口を設けるなど、より多くの市民の参加機会を増やす努力が必要です。

3. 市民参加のコストを把握し、課題の改善に生かす

費用的に効率のよい市民参加を実践するために、アンケートやイベントなどの費用負担を正確に把握し、市民に情報提供することも重要と考えられます。また、長期総合計画策定時に実施したアンケートなどの市民意見は、環境基本計画など別の計画策定に役立つ可能性は高く、集計・分析成果が市政のなかで有効に生かされることも必要です。

こうした市民参加手法の費用対効果や改善点を把握するために、市民説明会やフォーラムなど市民参加の場を経験した市民、また計画・実践経験のある市職員を対象に、アンケートやヒアリングなどで意見を集め、今後に生かすことが求められます。

図表6 総合計画策定における市民参加の状況



第II章 市民参加の推進に向けて

推進会議では、市民参加の実施状況を認識、検討するとともに、それを踏まえて今後の市民参加推進のために特に留意すべき点は何か、また、新たな取り組みとして何が必要か、などの問題提起も行われました。こうした推進に向けたポイントと提言について以下に挙げます。

1. 市民への情報提供について

情報公開は市民参加の第一歩と言われていますが、「市民への情報提供」も同様です。市政に関する正しい情報を最も適した手法でわかりやすく市民に伝えることが、市民参加の基本として重要です。

現状では、「広報北広島」を軸として、さまざまな取り組みがされていますが、情報提供手法の適切な選定、わかりやすい内容の提示、より有効な情報ツールの模索など、工夫・改善すべき点は数多くあると思われます。

改善点として最も重要なことは、「市民の側に立ち、市民にわかりやすい言葉で、できる限り広い範囲で、有効な手法を選ぶ」ことです。これは市職員の市民参加に対する姿勢が問われることであり、「条例があるから手続を行う」、「予算本位で手続を選ぶ」というような形式的な市民参加手続にならないことが重要です。「市民の意見を得たい」という気持ちを大事に手続を実施しようとするれば、個々の案件に適切な、より良い情報提供ができるのではないかと考えます。以下に、主な情報提供の手法別に、具体的な改善点を挙げます。

(1) 「広報北広島」

見てわかりやすく、意見の出しやすい文章による情報提供を求めます。例えば、意見募集(パブリックコメント)について、案件の名称をそのまま載せるだけでなく、親しみやすくわかりやすい表現で掲載することが望ましいと考えます。

例：〈現状〉 『『子どもの権利条例』素案意見募集』

〈改善例〉「北広島の子どもたちを守ろう、育てよう。子どもの権利条例素案完成・・・
あなたの意見を聞かせてください」

広報紙はこのほか、意見募集に応じやすくするため、意見記入スペース(用紙、はがきなど)を設ける、内容構成がわかりやすいよう表紙に目次を設けるなど、市民参加推進の観点からもさらなる改善に向けた検討が必要と思われます。

(2) ポスター・チラシ

ポスターやチラシは、地域や団体など特定の対象がある場合に広報紙を補完する役割を持っていますが、市民目線でわかりやすい呼びかけ方を工夫する必要があります。また、掲示範囲などは直接対象となる重点地域に限定せず、多くの市民が触れるよう配慮することを求めます。

例：ワークショップ開催の案内チラシ(町内会回覧用)の標題

〈現状〉 「西の里第一公園の整備に係る意見交換会の開催について」

〈改善例〉「西の里で新しく公園を作ります。あなたはどんな公園にしたいですか？
あなたの意見を聞かせてください」

(3) ホームページ

市政情報は広汎にわたるので、市民が探したい事項をトップページから見つけやすく、検索しやすいという工夫をさらに重ねていく必要があります。多くの市民がホームページを通じて、豊富な市政情報に気軽に触れる機会を増やしていくための方策も、今後、議論していくことが望ましいと考えます。

(4) マスメディアなど

地元のコミュニティーFM「メイプル」を活用して、市政情報が発信されていますが、出力電波の関係で、北広島全域で聴取することができないのが現状です。今後は、費用対効果も考慮して、活用の仕方を議論する必要があると思われます。また、北海道新聞の北広島版や地域のミニコミ紙、テレビのデータ放送など、地域で活用できるメディアを積極的に開発して、市政情報に活用していく努力が求められます。

さらに、市民参加の啓発活動として、学校を対象に市民参加への関心を喚起する学習機会を提供する、標語や川柳などの募集で、楽しみながら市民参加を呼びかけるなど、さまざまなアイデアについても、検討の余地があると考えます。

2. 市の機関の推進状況について

市民参加条例第4条では、市の機関が市民参加を積極的に推進し、市民参加のまちづくりに強い意欲を持つ職員の育成することが規定されています。推進会議では、市民参加の実施状況などの検討を通じて、市の取り組みについても意見交換しましたが、全般的な印象として、以下の3つの局面が混在している状況にあると受け止めました。

- ①市民参加への理解、意識が十分でなく政策・施策遂行上、きちんと実施されていない
- ②市民参加手続は実施されているが、手法、成果が目的に達しておらず、政策・施策に機能していない
- ③市民参加を着実に実施し、政策・施策にきちんと機能している

以下に今後の推進に向けて求められる主な課題と提言を挙げます。

(1) 市職員全員に市民参加に関する知識の浸透を

市民参加条例は、市政に市民が参加していくことを目的とし、市の部・課、行政委員会、事業管理者及び消防長などの行政執行者は、政策形成のいずれかの時点で効率的な方法により市民参加を求めていくことが職務となっています。市民参加は従来も実施されてきましたが、条例施行によって義務的、組織的に実施することになりました。

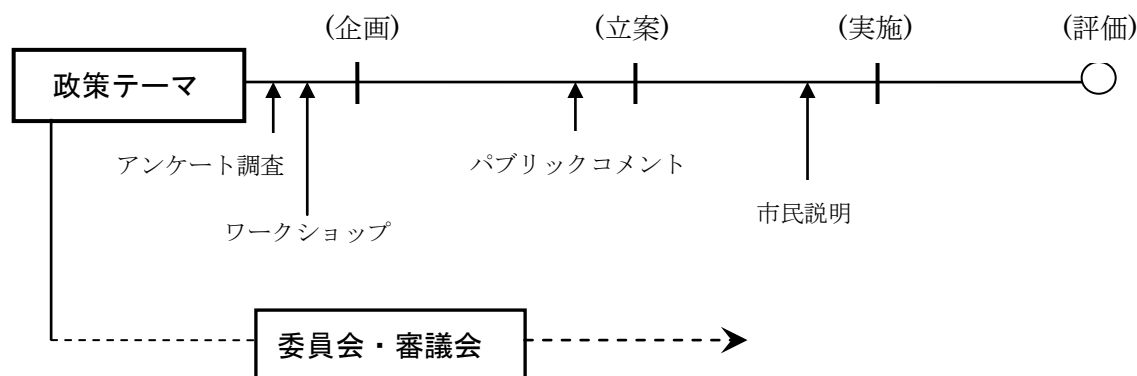
これに対応して市では「市民参加手続運用マニュアル」を作成し、主査以上約100名に1

時間程度の説明会を実施しています。マニュアルでは、市民参加の意義や4つの目的（情報提供、意見・意向の把握、提案集約、意見の交換）をはじめ、条例文の解説、具体的な実施手続の要領など一応のポイントを押さえた内容が示されています。マニュアル表紙の注記に「このマニュアルは最低基準を示したもの」とあるように、こうした内容は、市職員にとって市民参加の基礎教育であると位置づけ、今後、全職員に浸透を図っていくことが不可欠です。また、さらに進んで、他自治体の取り組みなどを学ぶ研修機会の充実も必要と考えます。

(2) 市民参加を十分に組み込んだ政策形成スケジュールを

条例第5条では市民参加の対象となる政策などの事項を規定しており、市民参加手続はそうした事項について複数を組み合わせる行うことが望ましいとしています。市政の現場では、担当課長などが中心となり、市民参加の実施を具体的に検討していくと思われませんが、ここでは、政策形成の「企画」、「立案」、「実施」、「実績評価」の各段階に対応して適切に市民参加を求め、実行を確実なものにすることが求められます。そのために重要なことは、政策形成のスケジュールを立てる最初の時点で、市民参加の織り込み方を十分検討し、計画することです。早い段階で全体を見通した市民参加のスケジュール管理を行うことで、広報掲載や市民参加計画の市民への公表も迅速に行えると考えます。

例： 市民参加手続を組み込んだ政策形成スケジュール<イメージ>



市職員は、市民参加が「手間がかかって面倒」、「時間の無駄になる」、「どうせあまり意見は出てこない」などと消極的な受け止め方をするのではなく、むしろ自分に課せられた政策テーマのより良い実現のために市民参加を積極的に利用する姿勢が求められます。

(3) 市民参加手法の選択は適切に

市民参加の手法別の実施状況を見ると、パブリックコメントの件数が特に多くなっています。また推進会議では、ワークショップと市民説明会について、実施担当者の説明を受けて検討しましたが(第I章参照)、ワークショップは小規模の開催ではあるものの施策に機能していると感じられた一方、総合計画の市民説明会は、市民から見て開催内容に不満が残りました。市民参加機会が一見、多く見えても、個々の内容に成果が少なければ、市

民参加が表面的でパターン化したものになっていくことが懸念されます。

このように市民参加手法は、案件の内容、政策形成の時期に応じて適切に選択することによって実効性を発揮することができると思います。全庁的にワークショップや市民説明会などのさまざまな手法の実施経験を積むことで、今後、多様な市民参加が機能していくことを期待します。

3. 市民の参加意識について

(1) 高くはない参加意識

第 I 章で示したように、市民参加手法への参加人数は全般にまだ限られており、市民の参加意識は高いとは言えません。パブリックコメントの提出件数について具体的に見てみると、平成 21 年度は、実施 14 件に対して提出意見総数は 101(3 月 10 日時点)であり、人口 1 万人当たりでは 16.6 となっています(図表 7)。また、条例施行前の平成 20 年度は、実施 12 件に対して提出意見総数は 784、1 万人当たり 128.6 に上りますが、この提出意見のうち、多くは「子どもの権利条例素案」のパブリックコメント 1 件に集中しています。

併せて北海道や近隣市のパブリックコメントの意見提出の動向を見ると、いずれも人口 1 万人当たりの意見提出数は 20 に達しない現状にあり、市民参加の推進が容易ではないことがうかがわれます。市民の参加意識を高めるために、北広島市でも今後さまざまな模索が必要と考えられます。

市の機関は、本章 1 で触れたように、市民に対して積極的に情報提供や参加意識を高めるための PR を行ってきました。広報紙を中心にホームページや印刷物、FM 放送などが活用されてきましたが、市民から見て、言葉・表現の使い方ははじめ、印刷物のデザイン、ホームページの使いやすさ、また、情報提供の地域・場所の範囲の適否など、さまざまな点で改善の余地が多分に残されています。

(2) 広い視野で啓発方法の模索を

市民の参加意識を高めていくためには、既存の情報提供手段や PR 方法を改善するとともに、より広い視野で新しい方策を模索していくことが必要です。そうした観点から推進会議では、「市民参加ポイント制度」についても議論を行いました。これは、市の市民参加手続に参加した市民にポイントを還元し、そのポイントは市の施設の利用などに使えるというイメージの制度で、市民参加に対する関心喚起やきっかけづくりを目的として提案されました。これまでの議論では、その実現可能性や効果について意見の分かれるところであり、今後、検討を深めていくことが必要です。

一方、市民の参加意識の啓発については、市民への直接的な働きかけだけでなく、市職員、そして市議会議員の市民参加に対する理解を深めていくことが必要です。推進会議としても、市職員や議員との意見交換を行う機会を持つことなどで、市全体で市民参加を理解し、推進する機運をつくっていく努力が求められていると考えます。

(3) 市民参加のまちづくりを目指して

このように、市民参加をより実効性のあるものとし、市民の声がより市政に反映した市民参加のまちづくりの時代を北広島市で築いていくためには、まずは推進会議が参加の現状把握と課題の提言にとどまらず、市民の参加意識をいかに高めていくか積極的に議論していくことが必要と考えます。推進会議のあり方や役割についても、委員の間で議論の分かれる部分がありますが、市民の参加意識を高めるための新たな方法を模索していく必要性に関しては異論のないところです。

今後さらに、市民、市職員、議員が協力し合って市民参加のまちづくりを進めていける雰囲気と体制をつくろうと努力することが大切です。なぜなら、市民参加は目的ではなく、すべては市民参加によるまちづくりによって、より住みやすい北広島市を築いていくためのものだからです。

図表 7 各自治体のパブリックコメントの意見提出数の動向

区分	自治体	パブリック コメント 実施数 (件)	意見提出数	人口(人)	人口1万人当 りの 意見提出数
平成 20 年度	北海道	32	1582	5571770	2.84
	恵庭市	3	25	68769	3.64
	千歳市	1	8	92393	0.87
	石狩市	10	32	61191	5.23
	北広島市	12	784	60966	128.60*
平成 21 年度 *	恵庭市	6	16	68769	2.33
	千歳市	7	53	93445	5.67
	石狩市	22	107	61139	17.50
	北広島市	15	101	60848	16.60

出所)道の実績は情報開示請求手続による(楨委員提供)。その他は北広島市市民参加推進会議事務局調べ。

*平成20年度の北広島市の意見提出数784のうち、「子どもの権利条例素案」1案件に対する意見が778と大多数を占める。

*平成21年度の各市の意見提出数は22年3月10日時点で集計値が公表されているパブリックコメントについて集計。

第三章 市民参加推進会議の課題

推進会議は、市民参加条例第 15 条に基づいて平成 21 年 8 月に設置され、主な審議対象事項は、①市民参加の実施状況の検証（対象事項と市民参加の方法）、②条例に基づく適正な運用の評価（効果的な市民参加の進め方を含む）、③本条例や関係規則規程の見直し、と規定されています。

本章では、対象事項に照らして推進会議の今年度の活動内容を踏まえ、来年度に向けて取り組むべき課題を挙げます。

1. 平成 21 年度の活動を振り返って

初年度の会議は 7 回開催され、「市民参加は活力あるまちづくりの基本」との認識を共有し、議論を重ねました。その内容は第 I 章、第 II 章に示しましたが、手法によっては施策担当課に対するヒアリングを行い、運用実態の把握に努めました。このことは、市役所の各部課に、市民参加に対する積極的な取り組みを促進させる効果があったのではないかと考えます。さらに、市役所の内部統制の確立や市民視点で資料を作成・提示するなどの工夫により、制度の実施効果を着実にレベルアップさせていく必要があると考えます。市民参加を形式的な手続にとどめることなく、実効ある取り組みが求められるところです。

会議運営については、発足初年度であったため、議論のテーマを模索しながら進めざるを得なかったという反省があります。検証方法や評価方法についても、若干の議論を行いました。その必要性は共有できたものの具体的な手法の検討には至りませんでした。

2. 今後の課題について

これまでの活動内容を踏まえ、推進会議の課題は次の通りであると考えます。これらをクリアしていくためには、他自治体の情報を収集するとともに、既成概念にとらわれない新たなチャレンジ意識で議論することが不可欠であると認識しています。

また、平成 21 年度の反省から、会議運営についても、各回のテーマを明確にし、計画的、効率的な運営を心がけて、課題に対して精力的に取り組むたいと考えます。

①実施計画の事前把握

条例第 16 条では、市長は毎年度当初に当年度の市民参加手続の実施予定を取りまとめて公表することが規定されています。したがって推進会議は、それらの実施計画について、市民参加手続に則るべき項目にもれがないか、手続の選択が適当であるかなど的確に把握する手法を検討する必要があります。

初年度の会議では、市民参加の対象となっていない案件についても点検する必要があるのではないかという意見や、市の資料について審議会・委員会などの開催状況が網羅的に提示されていないという指摘などもあり、事前把握のための各担当部門の情報共有の徹底など庁内の内部統制の確立が求められるところです。

②実施方法の事前評価

推進会議では、平成 21 年度の市民参加手続の実施状況について議論し、さまざまな課題を提起しました。実施状況の目立った傾向として、複数の市民参加手続を行った案件や、条例で個別に規定した市民参加手続以外の手法（アンケート、モニター、アイデアや提言の募集、フォーラム・シンポジウムなど）を実施した案件が、いずれも極めて限定的であることが指摘できます。市の市民参加手法の実施に向けた体制づくりと研さんが期待される場所ですが、特に、市民参加手続を実施する前の段階で、その手法を評価する基準や項目を体系化しておくことが重要です。これによって、市民参加担当部門と他の各部門が一貫した考え方で、市民参加手法を事前に自己評価することができるようになり、制度の実効性ある運用につながると考えます。こうした評価システムの構築については、これまでの推進会議では議論の俎上に載りませんでした。今後、検討していく必要があると考えます。

③実施結果の分析

推進会議では、平成 21 年度の市民参加の実施結果についての議論を、第 I 章で課題、第 II 章で提言として整理しましたが、これらのとりまとめ方、市民への報告の仕方自体についても模索しながら進めてきました。特に、実施結果の分析については、検証する視点や評価方法が定まらないなかでの議論となり、各委員の考え方や妥当性のスケールが異なるため、さまざまな見解が交錯しました。推進会議にとって、実施結果の分析手法の検討も今後の大きな課題と認識しています。

④ 個別事案の具体的な検証方法・評価方法の設定

市民参加手続を行った個々の案件について、実施結果を具体的に検証・評価する方法を策定することは、制度の実効性を確保する上で不可欠です。多様な事業案件を対象に、共通した基準を設定することは容易ではありませんが、推進会議の重要な課題と考えます。

平成 21 年度においてはほとんど未着手に終わりましたが、今後、客観的で公平な検証・評価方法の設定について検討を進めることが必要と考えます。

⑤運用実態に対する検証と評価

個別の事案に対する市民参加手続が適正であるためには、四半期や年間など一定期間の運用実態を見る必要があります。推進会議の重要な役割である「運用の評価」については、前述のような事前評価や実施状況の検証・評価方法が確立されることが、条例を的確に執行していく上で喫緊の課題です。

また、市民参加制度をまちづくりのエネルギー源にしていくためには、推進会議がさまざまな立場の意見を参考にして、透明性の高い取り組みをしていくことが必要と考えます。市民参加に関する議論を推進会議内部だけにとどめることなく、推進会議や個々の委員は機会をとらえて、市民、市職員、市の関係機関、市議会議員とのコミュニケーションを図り、運用実態の把握をはじめ、市民参加推進に向けて働きかける姿勢が必要と考えます。

⑥市民参加推進方策に関する提言

条例第6条に列挙されている市民参加の方法以外の、多様な方法を提案し、さらに市民参加に対する市民の気運を高めていく方策について提言していくことも推進会議の役割です。これまでの提言内容は第Ⅱ章の通りで、従来の取り組みの改善に関してだけでなく、「市民参加ポイント制度」のように新しい提案もなされています。ただ、個々の課題提起や提案について、十分な議論を深めるまでには至らず、テーマの頭出しをするにとどまりました。今後引き続き、検討を進めていく必要があると考えます。

⑦制度に関する条例・規則規程などの見直し

これまでの議論では、市民投票条例、また審議会などの傍聴に関する規定など、他の条例や要綱に関する意見はありましたが、市民参加条例および施行規則の見直しについて、本格的な議論に至った点はありませんでした。

今後、市民参加の実態の検証や評価に取り組むなかで、現行の市民参加条例の適切さを精査検討し、必要に応じて提言したいと考えます。

おわりに

「より住みよい北広島市」を築いていくためには、行政と市民が協働で考え、行動することが不可欠です。

北広島市の条例に基づいた市民参加は出発点に立ったばかりですが、パブリックコメントの実施件数や提出意見数を北海道や近隣市と比較すると(第Ⅱ章 3、図表 7)、決して少ない方ではなく、むしろ多い傾向にあると言えるでしょう。

こうした数値は一つの指標に過ぎませんが、今後、北広島市では、パブリックコメントをはじめ市民参加手法を洗練させて、市民が意見を提出しやすい環境整備を図っていくことによって、さらに市民参加に弾みがつき、円滑な市政運営や市民ニーズの充足が進展する可能性がある、と受け止めたいものです。

推進会議としては、市民のみなさんに機会あるごとに市民参加制度をアピールし、市民参加が行政の効率化やコスト低減、市民の満足度向上に結びつくとの認識を求めるとともに、市民のみなさんからの積極的な意見提出を期待しています。

今後、北広島市も少子高齢化が加速度的に進み、財政事情も厳しくなることが予想されます。一人ひとりがそれぞれ可能な範囲で市政に対して参加し、共助協働によるまちづくりが推進されるよう、市民全体の意識変革を求めていきたいと考えます。

<参 考 資 料>

- 1 平成21年度市民参加の実績一覧表
- 2 北広島市市民参加推進会議の開催状況
- 3 北広島市市民参加推進会議委員名簿

1. 平成21年度市民参加の実績一覧表

(注) 審議会・委員会等の審議等による参加手続のみの政策等については、記載を省略しています。

・条例第5条第1項第1号 基本構想・基本計画等市の基本的な計画の策定又は変更に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
長期総合計画の策定 (企画財政部総合計画課)	平成23年度からの10ケ年における基本構想・基本計画を策定	長期総合計画審議会	7回開催
		小中学生の作文・絵画募集	小学生 ・作文 191件 ・絵画 149件 中学生 ・作文 284件 ・絵画 14件
		市民説明会	市内5地区で開催 60人参加
		市民フォーラム	134人参加
		パブリックコメント	7件(1人)
北広島団地活性化計画の策定 (企画財政部都市計画課)	市都市計画審議会からの提言を受け、21年度に北広島団地の活性化計画を策定する。	北広島団地活性化検討委員会	10回開催
		パブリックコメント	17件(3人)
(仮称)北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画の策定 (市民部市民生活課)	北広島市犯罪のない安全で安心なまちづくり条例に基づき、実施計画を策定する。	犯罪のない安全で安心なまちづくり推進会議	2回開催
		パブリックコメント	1件(1人)
次世代育成支援対策推進行動計画 (保健福祉部児童家庭課)	次世代育成支援対策推進法に基づき、国・地方公共団体・事業主が子育て支援とその環境整備を進めるための計画	保健福祉施策懇談会 児童福祉部会	12回開催
		パブリックコメント	30件(6人)

・条例第5条第1項第2号 基本的な方針を定める条例の制定、改正又は廃止に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
子どもの権利条例の策定 (保健福祉部児童家庭課)	北広島市に生まれ、育つ子どもが夢と希望を持ち幸せに暮らせるまちをめざして、子どもの権利を保障することを目的とする条例を制定するもの。 ※平成21年10月2日市長へ答申書提出	子どもの権利条例検討委員会	4回開催

・条例第5条第1項第3号 市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定・改廃に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
北広島市市営住宅条例の一部改正 (建設部建築課)	市営住宅から暴力団員を排除するため条例を改正するもの。	公営住宅運営委員会	1回開催
		パブリックコメント	0件

・条例第5条第1項第6号 分担金・使用料・手数料の徴収についての条例の制定・改廃に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
市営西駐車場の宿泊利用の設定 (建設部土木事務所)	市営西駐車場について、宿泊利用を行うため北広島市駐車場条例の一部を改正する。	パブリックコメント	2件(2人)
長期優良住宅建築等計画の認定に係る手数料の徴収 (建設部建築課)	市の長期優良住宅の認定に際し、相当の事務量が伴うことから、それに要する費用を手数料として徴収するもの。	パブリックコメント	0件
建築確認申請等手数料徴収条例の一部改正 (建設部建築課)	市が道の機関に支払うべき構造計算適合性判定手数料を当該判定による受益者である建築主に負担してもらうもの。	パブリックコメント	0件
旧島松駅通所管理条例の一部改正 (生涯学習部指導班)	旧島松駅通所を、より身近な学習施設としてもらうため、観覧料引き下げを行うもの。	パブリックコメント	0件

・条例第5条第1項第8号 公共施設の設置に係る計画の策定、変更又は廃止に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
街区公園の整備 (建設部都市整備課)	西の里南1丁目の街区公園(仮称:西の里第1公園)の整備を行うもの。	ワークショップ	2回・延5人
森林運動広場の整備 (生涯学習部体育課)	総合運動公園施設整備のために取得している27haの土地の一部に、林野庁の補助を活用して整備するもの。	ワークショップ	2回・8人
		スポーツ振興審議会	2回開催
市役所庁舎の建設計画 (総務部危機管理担当)	市役所庁舎の建設は、市民にとって重要な案件であることから、具体的な構想・計画を進める前に広く意見を求め、方向性を出していくもの。	パブリックコメント	8件(8人)

- ・ 条例第5条第1項第9号 公共施設の利用方法について定める条例及び規則の制定、改正又は廃止に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
市民交流センター条例の一部改正 (生涯学習部社会教育課)	市民にわかりやすく利用してもらうため、名称を「北広島市芸術文化ホール」に変更するもの。	パブリックコメント	1件(1人)
地域交流センター条例の一部改正 (生涯学習部社会教育課)	市民にわかりやすく利用してもらうため、名称を「北広島市図書館」に変更し、附属機関として北広島市図書館協議会の設置規定を設けるもの。	地域交流センター協議会	1回開催
		パブリックコメント	1件(1人)
地域子育て支援センターの開設 (保健福祉部児童家庭課)	核家族化や地域のつながりの希薄化等によって、子育ての知恵や経験を得ることが難しくなっているため地域で支える拠点として開設するもの。	パブリックコメント	12件(5人)

- ・ 条例第5条第1項第12号 当初予算の作成に関するもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
平成22年度予算の作成 (企画財政部財政課)	限られた予算で、市民の需要に全て対応することは厳しい状況にあることから、市民の意見等を募集し、これを参考に予算編成を進めていくもの。	パブリックコメント	28件(9人)

- ・ 条例第5条第1項第13号 その他市の機関が市民参加の必要があると認めるもの

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
協働のための制度創設 (市民部市民協働推進課)	平成20年5月に策定した「公益活動団体との協働指針」にもとづき、協働を促進するための制度を創設するもの。	市民協働推進会議	4回開催
		パブリックコメント	1件(1人)
家庭系廃棄物処理手数料助成要綱の見直し (環境部廃棄物対策課)	高齢者等紙おむつ助成事業により紙おむつ購入費の助成を受けている市民、又は要介護4以上であって在宅で常時紙おむつを使用している市民及び市長が特に認め対象となっている市民について、ごみ袋の使用状況や袋の大きさについて調査。	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 対象者 144名 ・ 回答数 109名 ・ 回収率 75.7%

政策等の名称 (担当部署)	概要	手続の方法	実施状況
ごみ分別及び収集方法に関する意識調査 (環境部廃棄物対策課)	家庭ごみ有料化後のごみ分別意識の変化及び平成23年度より生ごみの分別収集を実施するにあたりごみ収集方法に関する意識調査を行い、今後の廃棄物行政を展開していく際の資料とするための調査。	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 1000名 ・回答数 560名 ・回収率 56.0%
商工業振興基本計画の策定 (経済部商業労働課)	平成20年制定の「商工業振興基本条例」の市の責務に基づき「商工業振興基本計画」を策定するにあたり、市内の商工業者の活動実態及び今後の方向、施策要望を把握し、計画に反映させるための調査。	アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者 757名 ・回答数 349名 ・回収率 46.1%

2. 市民参加推進会議の開催状況

回	開催日時	協議内容等
1	平成21年8月5日(水) 午前10時	<p><説明事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加推進会議の位置付け等について ・市民参加条例、市民投票条例の概要について(条例解説書及び概要版パンフレット) ・本年度の市民参加手続の実施予定について
2	平成21年8月28日(金) 午前10時	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度の市民参加手続の実施予定について ・ハブリックコメントの実施状況について <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加推進会議の運営(審議)方法等について
3	平成21年9月29日(火) 午前10時	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画策定における市民参加の状況について担当課との意見交換) ・市民参加の意識を高める方策等について ・「市民の声」の状況について
4	平成21年11月6日(金) 午前10時	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・街区公園(仮称:西の里第1公園)整備におけるワークショップの状況について(担当課との意見交換) ・市民参加の意識を高める方策等について <p>別紙「市民参加推進会議の意見(発言抜粋)」参照</p>
5	平成22年1月27日(水) 午前9時30分	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の市民参加手続の実施状況について ・平成22年度の市民参加手続の予定について ・市民参加の意識を高める方策等について
6	平成22年2月15日(月) 午前9時30分	<p><報告事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度の市民参加手続の予定について(最新案) <p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度の市民参加手続についての推進会議の報告書について <p><その他></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民参加に関する提案(2件)
7	平成22年3月11日(木) 午前9時30分	<p><協議事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度北広島市市民参加推進会議報告書「市民参加の推進に向けて」(案)の検討について

3. 市民参加推進会議 委員名簿（あいうえお順）

平成21年8月5日現在

委員名	任期	選考区分
◎ <small>かながわ</small> 金川 <small>ひろし</small> 弘司	平成21年8月5日から 平成23年8月4日まで	条例第15条第4項第1号委員 (公募委員)
<small>かみい</small> 上井 <small>きよひと</small> 清人	同 上	条例第15条第4項第1号委員 (公募委員)
○ <small>きむら</small> 木村 <small>あつこ</small> 篤子	同 上	条例第15条第4項第3号委員 (公募外委員)
<small>まき</small> 槇 <small>たけひろ</small> 武弘	同 上	条例第15条第4項第1号委員 (公募委員)
<small>やすとみ</small> 安富 <small>まさし</small> 正史	同 上	条例第15条第4項第2号委員 (市職員・市民部長)
<small>やまぐち</small> 山口 <small>たかこ</small> 貴子	同 上	条例第15条第4項第1号委員 (公募委員)
<small>やまの</small> 山野 <small>なおき</small> 直樹	同 上	条例第15条第4項第1号委員 (公募委員)

(注) ◎は会長、○は副会長です。

北広島市市民参加推進会議

事務局 北広島市役所 市民環境部市民生活課
061-1192 北広島市中央4丁目2番地1

TEL 372-3311 (内線637)

FAX 372-6188

Email shimins@city.kitahiroshima.lg.jp

URL www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp